

(仮称) 市川市犯罪被害者等支援条例(案)の骨子に関する
パブリックコメント実施結果

市川市 総務部 ダイバーシティ推進課

- 期間 令和6年10月15日から令和6年11月14日
- 意見を提出していただいた方の人数及び件数 1人3件
- ・ダイバーシティ推進課へ提出 該当なし
 - ・ファクシミリ 該当なし
 - ・インターネット 1人3件
- 意見への対応
- ①ご意見を踏まえて、案の修正を検討するもの 1件
 - ②今後の事業実施の参考とするもの 2件
 - ③ご意見の趣旨や内容について、考え方を盛り込み済であるもの 0件
 - ④その他(本計画そのものに対するご意見でないもの等) 0件

No.	ご意見概要	市の考え方	対応 分類
1	犯罪被害者等が転出する場合に、転出先の地方自治体と適切な情報の共有・引継ぎが行われるべきである旨を明確にした方が良い。	地方自治体については、(2)定義において規定する「関係機関等」に含まれており、(6)相談、情報の提供等の条文にある「関係機関等との連絡調整」において地方自治体間での共有・引継ぎは適切に行われるものと考えております。 しかし、その「関係機関等」の範囲について、千葉県外に転出する方の不安とならないよう、「関係機関等」の定義をよりわかりやすい形への修正を検討いたします。 なお、個人情報の取扱いについては本人の了承を得てから情報共有を行うなど厳重に管理してまいります。	①
2	条例案(10)の「犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合」という条文では、特に性加害・被害などにおいて「相手(被害者)の方が誘ってきた。合意があった」等と被害者側にも責任があったと主張することで同条文の規定の適用を主張し、被害者等支援の妨害を図る恐れがあるのではないかと。	加害者から申請について問い合わせがあった場合、申請のある、なし含め一切の回答をいたしません。そのため、支給の妨害に関する恐れは無いと考えますが、犯罪被害者等がそういった心配をすることなく安心して支援の申請をできるよう、周知に努めてまいります。	②
3	条例案(10)の「犯罪等を誘発した場合」という条文では、自身に過失が無くとも「自分の不注意でこうなってしまった」等と自責の念に駆られる被害者等が支援を受けるのを躊躇ってしまう遠因になりかねないため、「犯罪被害者等にも重大な過失があった場合」等の表現に修正するべきではないかと。	「犯罪等を誘発した場合」とは、当該犯罪被害者等による教唆や幫助があった場合等を想定しており、様々な事情を考慮するために「犯罪等を誘発した場合」としております。ご意見のように、犯罪被害者等が自己を責めたり、支援を受けることについて躊躇ったりすることのないよう、啓発活動を行ってまいります。	②